

食安輸発0723第3号
平成27年7月23日

各検疫所長 殿

医薬食品局食品安全部監視安全課
輸入食品安全対策室長
(公印省略)

食品衛生法第26条第3項に基づく検査命令の実施について
(イタリア産ナチュラルチーズ及びゴルゴンゾーラチーズ)

標記については、平成27年3月30日付け食安輸発0330第1号（最終改正：平成27年7月17日付け食安輸発0717第1号）により通知したところです。

同通知の別添1の1及び別表6に掲げる製造者のうち、EUROPOMELLA S.P.A.の衛生管理についてイタリア政府より報告があり、リステリア・モノサイトゲネスに係る管理体制が確認できたことから、当該施設において製造されたナチュラルチーズ及びゴルゴンゾーラチーズについては検査命令を解除することとします。

つきましては、同通知の別表1のイタリアの項中、

製品検査の対象食品等	条件	検査の項目	試験品採取の方法	検査の方法	検査を受けることを命ずる具体的理由
ゴルゴンゾーラチーズ（ソフト及びセミハード（MFFB61%以上のもの）タイプに限る。）	別途指示する製造者で製造されたものに限る。	リステリア・モノサイトゲネス	別表2の4によること。	平成26年11月28日付け食安発1128第3号別添「リステリア・モノサイトゲネスの検査について」によること。	ナチュラルチーズの成分規格に適合しないおそれがあるため。

を削除し、別添1の1及び別表6を別紙のとおりとするので、御了知の上、関係業者への周知方よろしくお願いします。